

「国際音楽交歓コンサート 2025」企画運営等業務委託 仕様書

1 委託業務名

「国際音楽交歓コンサート 2025」企画運営等業務

2 目的

著名音楽家を数多く世に輩出して来た、世界有数の音楽院出身者等をはじめとする、一流の国際的音楽家によるコンサートやワークショップを開催し、県民に本物の音楽に気軽に触れていただくことで文化芸術の裾野を広げることを目的として本件業務を委託する。

なお、当イベントは「佐賀さいこうフェス Vol.10」の関連イベントとする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）10月24日（金）までとする。

4 事業概要

(1) 名称 国際音楽交歓コンサート 2025

(2) 主催 (公社) 国際音楽交流協会／佐賀県

(3) 共催 鹿島市

(4) 日時 (予定) 令和7年（2025年）9月15日（月・祝）

開演 14:00 終演 17:00

(5) 会場 (予定) 鹿島市民文化ホール SAKURAS

※会場は主催者・共催者間の協議により手配済みのため、受託者による手配は不要。

また、会場使用料（設備含む）の受託者負担も不要。

(6) 内容 国際的音楽家による公演及びワークショップの実施

※出演者及びプログラム構成等の企画内容は、主催者と共催者間で協議の上決定する。

(7) 入場料 500円

ただし、高校生以下、障害者手帳又は指定難病医療受給者証の所持者とその介助者1名無料

5 委託業務の内容

「国際音楽交歓コンサート 2025」の事前広報・会場設営・受付・進行・補助等、運営管理に係る業務一式を委託する

(1) 運営マニュアル作成

(2) 広報

ア ポスター

B2片面カラー 250部

イ チラシ

A4 両面カラー マット 90 kg

総印刷部数は 25,000 部とし、ポスターとあわせて、会場近隣市町（武雄市、鹿島市、嬉野市、白石町、太良町）の学校約 55 箇所及び県内文化施設等約 150 箇所への発送を行う（送付先は別途案内）。

※チラシのデザイン及び 10,000 部までの印刷は（公社）国際音楽交流協会が行うため、受託者においては、残り 15,000 部の印刷を行う。

ウ SNS による広告配信を行う。

エ その他各種情報発信媒体を活用し、効果的な広報を行う。

(3) 参加申込受付、集約

ア 申し込みの受け付け（WEB フォーム）

イ 当選者への参加券（約 700 通）の発送及び落選通知（メール）の送付

(4) 会場設営（サイン類設置を含む）・撤去（メイン会場、控室等）

ア サイン類種類・規格

- ・会場入り口立て看板：【900mm×1,800mm】×1
- ・受付・楽屋等に設置する各種案内ポップ×1
- ・駐車場案内看板×1

イ 設営は公演前日～当日に行う。

(5) 運営業務

ア イベント運営

(運営スタッフ)

舞台監督助手 2 名、音響 1 名、照明 1 名、来場者受付 5 名、列誘導 3 名、ピアノ調律 1 名、譜めくり 1 名、司会・影アナ 1 名、ホール舞台担当責任者 1 名、花束部隊（児童・学生等）5 名

※主催者及び共催者が別途手配する者を除く。必要に応じて人数を増減する場合は、県と協議すること。

イ 記録撮影（写真・動画）

ウ 会場警備 5 名

エ アンケート作成、配布、回収、集計 等

(6) (公社) 国際音楽交流協会が招聘する音楽家及び同協会スタッフ分の、佐賀県内に到着後、佐賀県を離れるまでの宿泊先・移動手段・食事の手配

ア 人数：音楽家 5 人、スタッフ 1 人 計 6 名

イ 行程：

令和 7 年 9 月 14 日（日） 肥前鹿島駅着→宿泊先 ※マイクロバス、タクシー等
(荷物が多いため余裕をもって手配すること)

宿泊先⇄事前リハーサル会場（鹿島市民文化ホール）

※練習会場は鹿島市生涯学習センターエイブルを使用

令和 7 年 9 月 15 日（月・祝）宿泊先⇄公演会場 ※マイクロバス、タクシー等利用

※練習会場は鹿島市生涯学習センターエイブルを使用

令和7年9月16日（火） 宿泊先→次の公演地ホテル

※移動は（公社）国際音楽交流協会が手配する貸切バスを使用するため、受託者による手配は不要。ただし、貸切バス借上げにかかる費用について、（公社）国際音楽交流協会、佐賀県、次公演地都道府県の三者で割った金額を（公社）国際音楽交流協会からの請求により支払うこととする。

※宿泊先：鹿島市内または近隣市町内

2泊3日、1名につき1部屋（ツインかダブルのシングルユース）

※食 事：5食（14日夜、15日朝・昼・夜、16日朝）＋ケータリング1会場分

(7) 公演終了後、音楽家に渡す花束の調達 ※音楽家5名分

(8) ワークショップの実施

・公演当日に鹿島市民文化ホール内交流ラウンジ・ホワイエ、施設周辺のスペースを活用して、音楽等に触れられるワークショップを実施する。

(9) 他イベントとの連携

・公演当日、会場付近で開催予定の地元イベントの運営を行う事業者等との情報共有など、連絡・調整を行う。

(10) 楽曲使用に伴う著作権使用に係る一切の手続き

(11) その他イベントの開催・運営にあたり必要な業務

6 成果物等

(1) 以下の資料を成果物として提出すること。

ア 業務完了報告書

（写真付、来場者数やアンケートの集約結果等のデータも含めること）

イ 公演の写真（CD、DVD、USBメモリ等）

ウ 公演の音源（CD、USBメモリ等）

エ 本業務において作成した資料等

オ その他、県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

(2) 提出期限

上記ア～イ 業務完了次第速やかに作成の上提出

上記ウ～エ 協議により決定した日

(3) 納品場所

佐賀県文化・観光局 文化課（佐賀市城内一丁目1番59号 新館11階）

7 費用負担

以下（1）に示す経費以外は、基本的に受託者の負担とする。

また、アーティスト招聘費用等に係る負担金として、受託者より220万円（消費税及び地方消費税込、振込手数料別途）を（公社）国際音楽交流協会へ支払う。支払いの時

期については、令和7年6月末までに支払うものとする。

(1) 受託者からの支払いが不要な経費

((公社) 国際音楽交流協会が負担)

ア チラシのデザイン及び10,000部までの印刷に係る経費

※10,000部を超える分の印刷費、県内各所への発送に係る仕分け・発送費は受託者負担

イ 当日プログラム・進行台本制作費及び印刷費

ウ 音楽家及び(公社)国際音楽交流協会スタッフの渡航費・佐賀県内に到着するまでの移動宿泊費等

※佐賀県内に到着後、佐賀県を離れるまでの移動宿泊費・飲食費等は受託者負担

(共催市が負担)

ア 会場借上料その他設備使用料(公演当日分及び前日リハーサル分)

8 委託料の支払い

前金払、完了払

9 留意事項

- ・業務遂行にあたっては、十分かつ適切な人員の確保・配置に努めること。また、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- ・やむを得ず、イベントの開催内容・場所等について変更もしくは開催中止の判断を行う場合がある。その際は、(公社)国際音楽交流協会と佐賀県及び共催市の協議によって決定し、決定後、受託者に通知する。
- ・受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- ・本事業において、第三者((公社)国際音楽交流協会、佐賀県、共催市、受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。本事業において作成された成果物への著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権は行使しないものとする。
- ・本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- ・本仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者が協議して定めるものとする。